○国税庁告示第二十四号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人日本ミャンマー豊友会	愛知県豊川市牛久保町城下七三番地大木産業株式会社内	近藤　秀二	平成二十三年八月十六日から平成二十八年八月十五日まで

○農林水産省告示第千五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町東田代字川原八五二の五、八五二の七、唐津市相知町千束字本川内二三四二の三・二三四二の五・二三四三の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　佐賀県西松浦郡有田町山本字中尾乙四五六八の二六五、乙四五六八の四〇一、乙四五六八の四〇八、桑木原字樫山乙四七五一の八四、乙四七五一の一〇八、神埼市神埼町志波屋字四の角三四七四の二、三五六〇の三、三六三五の三、三六三五の五、三六三九の二、三六四〇、三六四七の二、三六四八、三六八六の九、三六八九の一、三六八九の二、神埼町的字駄道一八九五、脊振町広滝字蓬畑三五六一、三五六二、三五六四、三五六九の一から三五六九の五まで、三五八一、三五六九の七から三五六九の二六まで、三五八一、三五八三、三五八九の二から三五八九の一〇まで、三五八九の一二、三五八九の二五、三五八九の二七から三五九の三四まで、三五八九の五二、三五八九の五三、三五九六から三五九八まで、三六〇六、三六〇八、三六〇九の一、三六〇九の二、三六一〇から三六一三まで、三六一五、三六一六の五、三六一六の六、三六二四、武雄市朝日町大字中野字中ノ館六九三四、七〇三三の一から七〇三三の三まで、七〇三四の二から七〇三四の四まで、七〇四〇の一から七〇四〇の三まで、七〇四〇の六、字馬ノ谷六六四九の八、六六四九の九、六六七三の三、六六七三の四、六六七四の一、六六七四の二、六七四〇の二

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字宮野字日ノ峰二四二二五の一、二四二二五の六、二四二二五の八、二四二二五の一〇、二四二二五の一二、二四二二五の四七、二四三二七の二、二四三二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県小城市小城町岩蔵字新鹿倉六四〇八の三九から六四〇八の四一まで、字西谷五角二四五八の一、二四五八の五、二四八五、二五四三の一、二五四三の三から二五四三の六まで、二五四四、二五四六、二五四八の一、二五四八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び小城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市相知町田頭字大辰一一六六、一一七五、一一七九の一から一一七九の三まで、一一八〇、一一八一の一、一一九二、一一九三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大辰一一六六、一一七九の二、一一七九の三、一一九二、一一九三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県東松島市浅井字関田六八、七二、七六、七七、字高田八〇の一、八四、八五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。